

R6大洗研 「常陽」周辺防火帯エリア他整備工事

工 事 仕 様 書

目 次

I. 一般事項

1. 工事名称	(No.1)
2. 工事目的	(No.1)
3. 適用範囲等	(No.1)
4. 図書の優先順位	(No.2)
5. 工事場所	(No.2)
6. 工期	(No.2)
7. 工事概要	(No.2)
8. 工事範囲及び区域	(No.3)
9. 別途工事	(No.3)
10. 支給品、貸与品	(No.3)
11. 一般事項	(No.3)
12. 施工体制台帳等の提出	(No.3)
13. 入札契約適正化法に基づく点検	(No.3)
14. 工事実績情報サービス (CORINS) の登録	(No.4)
15. 工事成績評定	(No.4)
16. グリーン購入法の推進	(No.4)
17. 建設副産物	(No.4)
18. 建設リサイクル法	(No.4)
19. 疑義	(No.4)
20. 軽微な変更	(No.4)
21. 下請業者等	(No.5)
22. 工事用設備	(No.5)
23. 渉外事項	(No.5)
24. 品質保証計画	(No.5)
25. 安全衛生管理	(No.6)
26. 作業時間	(No.8)
27. 試験検査	(No.8)
28. 官公庁への手続き等	(No.8)
29. 大洗研究所構内及び高速実験炉「常陽」敷地内への入出講について	(No.9)
30. 検収	(No.9)
31. 契約不適合責任	(No.9)
32. 提出図書	(No.9)
33. その他	(No.10)
34. 安全文化を醸成するための活動等への協力	(No.11)
35. 建設業退職金共済制度	(No.12)
表 1 提出図書 (着工時)	(No.13)
表 2 提出図書 (工事中)	(No.13)
表 3 提出図書 (竣工時)	(No.14)

II. 特記事項

A. 防火帯工事

1. 準備工事 (No.15)
2. 支障物撤去工事 (No.15)
3. 土工事 (No.16)
4. 土留杭工事 (No.17)
5. 道路整備工事 (No.18)
6. 雨水排水設備工事 (No.19)
7. 法面保護工 (No.19)
8. 仮設工事 (No.20)
9. 環境安全対策他 (No.20)
10. メーカーリスト (No.21)

B. 展開スペース整備工事

1. 仮設一般 (No.21)
2. 伐木・除根工事 (No.22)
3. 土工事 (No.22)
4. 法面工事 (No.22)
5. 地業工事 (No.23)
6. 仮設工事 (No.23)
7. その他工事 (No.23)

I. 一般事項

1. 工事名称

R6 大洗研 「常陽」 周辺防火帯エリア他整備工事

2. 工事目的

本工事は、高速実験炉「常陽」の運転再開に向けた準備として、新規制基準対応を遂行するため、外部火災及びBDBA対策として周辺防火帯エリア他整備工事を実施するものである。

具体的には「常陽」周辺に、外部火災における延焼拡大防止措置として新規制基準において求められている防火帯エリアを整備するとともに、資機材倉庫北側にBDBA資機材準備・展開スペースを整備する。

3. 適用範囲等

(1) 適用範囲等

本仕様書は、国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）が発注する「R6 大洗研 「常陽」 周辺防火帯エリア他整備工事」に適用する。

本仕様書及び設計図に特記なき限り、以下に示す基準類(最新版)によるものとする。

(2) 適用法令

- ・原子炉等規制法、試験研究の用に供する原子炉等に係る関連法令、並びにこれらに関連した原子力規制委員会規則、内規等
- ・建設業法、消防法、同施行令及び関係諸法規
- ・労働基準法、労働基準法施行規則、労働安全衛生法
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱、土木工事安全施工技術指針、環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、公害対策防止法、騒音規制法、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)、エネルギーの使用合理化に関する法律(省エネ法)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、茨城県条例、大洗町条例
- ・その他、関係法令、条例等

(3) 適用規格、基準

【土木】

- ・JEAG4601 原子力発電所耐震設計技術指針
- ・JEAC4601 原子力発電所耐震設計技術規程
- ・JEAC4111-2009 原子力発電所における安全のための品質保証規程
- ・国土交通省関東地方整備局「土木共通工事仕様書」
- ・国土交通省関東地方整備局「土木工事施工管理基準及び規格値」
- ・国土交通省関東地方整備局「土木工事写真管理基準」
- ・国土交通省「土木工事数量算出要領」
- ・国土交通省関東地方整備局「共通仕様書（測量業務・土質地質調査業務・設計業務）」
- ・土木学会「コンクリート標準示方書」

- ・土木学会「舗装標準示方書及びその他設計施工指針」
- ・日本道路協会「道路橋示方書」
- ・日本道路協会「道路土工」
- ・日本道路協会「舗装設計施工指針」
- ・日本道路協会「舗装施工便覧」
- ・日本道路協会「道路構造令の解説と運用」
- ・日本道路協会「アスファルト舗装要綱」
- ・官庁営繕関係統一基準
- ・日本産業規格（JIS）及び関係規格
- ・日本原子力研究開発機構または大洗研究所の各諸規定
- ・その他基準類

4. 図書の優先順位

設計図書の優先順位は、原則として以下のとおりとする。

- (1)原子力機構の文書による指示
- (2)工事仕様書
- (3)図面
- (4)設計内訳書
- (5)各工事標準仕様書（「3. 適用範囲」に示す仕様書類）

5. 工事場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地
日本原子力研究開発機構 大洗研究所構内

6. 工期

自：契約日
至：令和8年2月27日（4週8休）

7. 工事概要

【防火帯工事】

準備工事	一式
支障物撤去工事	一式
土留杭工事	一式
土工事	一式
道路整備工事	一式
雨水排水設備工事	一式
法面保護工	一式
仮設工事	一式

【展開スペース整備工事】

準備工事	一式
------	----

支障物撤去工事	一式
土工事	一式
地業工事	一式
法面工事	一式
仮設工事	一式
その他工事	一式

8. 工事範囲及び区域

工事範囲：仕様書、内訳書に示す土木工事一式

区 域：非管理区域

9. 別途工事

なし

10. 支給品、貸与品

工事用電力：支給なし。

工事用水：構内指定場所より無償支給する。但し、日割りの使用量を提示すること。場合によっては使用量の制限がある。

工事用土地：無償貸与する。

11. 一般事項

工事進行に先立ち、綿密な計画による工程を組み、工事材料、労務安全対策等の諸般の準備を行い、工事の安全、かつ、迅速な進捗を図ること。また、作業進行上、既設物の保護に留意し、そのために必要な処置を講ずると共に、災害や盗難その他の事故防止に努めること。

また、原子力機構業務は特殊性に富んでいることを十分に認識し、構内の作業でトラブル（人身事故、火災等）を発生させた場合、たとえそれが些細なものであっても外部に与える影響は甚大なものであり、国民の信頼を損ねることがないように、安全衛生管理には特に注意を払うこと。トラブル以外として、工事に伴って発生する煙、排水、音、におい等が、周辺に不安感を与える事に十分留意し、その懸念がある場合には、作業方法について原子力機構と綿密に協議すること。

12. 施工体制台帳等の提出

本工事において、「建設業法第24条の7第1項」の規定に該当する場合は、原子力機構の「施工体制点検要領」に従い、施工体制台帳等を提出すること。

13. 入札契約適正化法に基づく点検

本工事において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき原子力機構が各種点検を行う場合には、これに協力すること。

14. 工事实績情報サービス（CORINS）の登録

本工事において、工事实績情報サービスに登録する場合は、登録内容について事前に監督員の確認を受けること。

15. 工事成績評定

本工事において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、工事成績評定を実施する。

16. グリーン購入法の推進

本工事において、使用する資材・製品及び建設機械については、「国等による環境物品の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に規定されるものの採用、使用に努力すること。

17. 建設副産物

- (1) 本工事において、建設副産物が発生する場合の処理については、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成5年建設省経建発第3号、平成14年改正）を遵守して行うこと。
- (2) 産業廃棄物の運搬・処理・処分については、あらかじめ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物処理業許可証等必要書類を提出し、承諾を得た業者にて行うこと。原子力機構が指定する物品、資材等は指定場所へ運搬し、その他のものは産廃処分とし、マニフェストシステムに基づく伝票の写し（E票）を提出すること。
- (3) 非管理区域における土・砂利は場内の所定の場所まで運搬し、仮置きとする。
- (4) 本工事で発生したアスベスト含有建材（石綿板張り、太平板）は、法令に基づき適切に処分すること。

18. 建設リサイクル法

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）を遵守して行うこと。

19. 疑義

本仕様書及び図面等に明記のない場合又は疑義を生じた場合、あるいは現場の納まり、取合い等により不適合が生じた場合は、速やかに原子力機構に報告し協議し、その決定に従うこと。決定事項は、議事録にて記録し、相互に確認する。また、確定した事項は、提出図書に反映すること。

20. 軽微な変更

現場の納まり、取合い等の関係で、材料の寸法、取付け位置又は取付け工法を多少変更する等の軽微なもの、また、設計図等に一切記載が無いものであっても軽微なものは、原子力機構と協議を行うこと。

21. 下請業者等

- (1) あらかじめ原子力機構が指定した業者あるいは品目仕様については、同等以上とする。
- (2) 請負業者は、事前に素材のメーカー、製作、据付、検査・試験等に使用する主要な下請業者のリストを機構に提出し、監督員の確認を受けること。
- (3) 請負業者は、下請業者の選定にあたって、技術的能力、品質管理能力について、本件を実施するために十分かどうかという観点で、評価・選定しなければならない。
- (4) 請負業者は、原子力機構の認めた下請業者を変更する場合には、監督員の確認を得るものとする。
- (5) 請負業者は、全ての下請業者に契約要求事項等を十分周知徹底させること。又、下請業者の作業内容を完全に把握し、品質管理、工程管理はもちろんのこと、あらゆる点において下請業者が生じさせる可能性のある不適合事案を防止すること。万一、不適合が生じた場合は、24項(3)及び(4)に従うものとする。

22. 工事中設備

- (1) 本工事に必要な仮設建物、電気、通信設備、水等の工事中設備の設置については、あらかじめ原子力機構と打合せするものとする。施工方法及び使用方法については、原子力機構の承諾を受け、工事完了後は速やかに撤去し現状復旧すること。ただし、作業員宿舎等は原子力機構構内に設けることはできない。
- (2) 工事中電力について、電源を使用する場合は請負業者が発電機を用意すること。
- (3) 工業用水（施工用）は、原子力機構が指定する支給点より取り出すこと。

23. 渉外事項

- (1) 本工事の公衆災害防止のための適正な施工の確保については、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年建設省経建発第1号）を遵守して行うこと。
- (2) 本工事施工に起因する第三者の苦情及び損害復旧については、請負業者の負担と責任により遅滞なく実施すること。
- (3) 本工事施工の際は、建物、地下埋設物及び室内の器物等を毀損しないよう十分注意するとともに、万一毀損した場合は、原子力機構の指示に従って、同一材料にて速やかに復旧すること。

24. 品質保証計画

- (1) 本工事に係る請負業者の品質保証について、品質保証計画書を速やかに提出すること。
- (2) 必要に応じ同計画書に記載された内容を確認するため、請負者に対する品質保証監査を原子力機構が実施する場合は、これに協力すること。
- (3) 請負業者は、工事の過程や検査等において不適合が発生した場合は、不適合管理要領書等を提出し、監督員の確認を得ると共に速やかに再発防止対策に努めること。また、不具合により品質が満足されなかった時、若しくは懸念されるときは、必要に応じ発注先及び下請業者・製造メーカーまで品質管理の監査を実施することがある。
- (4) 請負業者は、発生した不適合について、その内容と原因の調査及び処置案等を速やかに報告書にて報告すること。また、発生した不適合の種類、原因及び影響の度合いによって

は、前述の処置案に再発防止策を含めること。また、不適合に関する報告は以下の項目を含めること。

- | | |
|------------|--------------------|
| (A) 不適合の名称 | (B) 発生年月日 |
| (C) 発生場所 | (D) 事象発生時の状況 |
| (E) 不適合の内容 | (F) 不適合の処置方法及び処置結果 |

- (5) 品質記録作成は請負者が行い、監督員が確認した図書を竣工図書として提出する。なお、原子力機構に提出されない品質記録の生データ等に関しては、保証期間内において請負業者が保管すること。また、保証期間を過ぎて品質記録の生データ等を保管する場合の保管期間は、請負業者または製造メーカーの社内基準による。これより、保管期間を経過した品質記録については、請負業者又は製造メーカーの社内基準により処分すること。

25. 安全衛生管理

- (1) 工事中の安全確保については、国交省が定める「土木工事安全施工技術指針」を遵守して行うこと。また、原子力機構、大洗研究所で定められている安全管理仕様書に基づき工事中の安全を確保すること。
- (2) 工事着手に先立ち、原子力機構と工事の安全について十分打合せしたのち着工すること。工事現場の安全管理は、法令に従い、請負業者の責任において自主的に行うこと。
- (3) 原子力機構の定める保安、安全上の規則、基準類に従って工事を行うこと。
- (4) 災害防止のための作業規制や現場立入規制等を行い、管理下の工事関係者に周知徹底するとともに、安全確保のために必要な施策を行い、事故の発生防止に努めること。
- (5) 請負業者は毎日の作業に先立ち必ず TBM 及び KY を実施し、その内容を確認するとともに、掲示を行うこと。KY 実施記録を当日の作業開始前に監督員に報告し確認を受けるものとする。なお、都合により遅れて参加できなかった作業員に関しても、必ず、TBM 及び KY を実施したのちに作業開始とすること。
- (6) 計画外作業は禁止とする。ただし、計画外作業または手順の変更が発生した場合は、作業を一時中断し施工前打合表により工事監督員と打合せを行い、再開にあたっては工事監督員の許可を得ること。
- (7) 全作業員の安全意識の高揚に努めるとともに、安全作業の習慣化や作業規則の厳守等に対する安全教育の徹底に努めること。特に末端の作業員にまで、原子力機構内での作業であることを十分に認識させ、良い意味での緊張感を持たせて作業にあたらせること。
- (8) 工事現場は、常に整理整頓を励行し、かつ、清潔に保つこと。
- (9) 危険作業（火気使用、高所、酸欠、重量物搬出入運転据付け、停電、活線近接、掘削、コア抜きはつり、解体、既設設備切替え等）を行う場合には、必ず事前に原子力機構と施工前打合せを実施し、想定される事象に対して適切な対策を講じること。尚、火気使用作業や活線近接作業等は事前に届出を監督員に提出し、承認を得て作業を行うこと。また火気作業時は、同一作業エリアにおいてスプレー缶（可燃性物質）の同時使用は禁止とし、スプレー缶を使用した後の火気作業においては、スプレー缶裏面等の注意事項を理解した上で十分に換気を行った後、火気作業を行うこと。
- (10) 工事現場及び周辺区域における火気の取扱いには十分注意するとともに、適切な消火設備、スパッターシート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずる。使用する機器は事前に

点検を実施し、異常の無いことを確認するとともに、使用中も必要に応じ適宜点検を実施すること。現場溶接等の火気を取り扱う作業を行う際は、作業終了前に1時間以上の残火確認時間を確保すること。昼休憩時にも火元監視員を配置し、時間をずらして休憩時間を確保すること。火災により生じた損害は、すべて請負業者の責任とする。

- (11) 請負業者は、火災・人身事故等または異常が発生した場合は、原子力機構の定める通報連絡基準に則り、直ちにあらゆる手段で通報連絡すること。
- (12) 枠組足場を設置する場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）による設置を行うこと。
- (13) 工事施工に際して、地中埋設物確認のため試掘を行うこと。
- (14) 請負業者は、構内で掘削等を行う場合は、事前に埋設物等の所在を確認すること。
- (15) 試掘の実施にあたり、作業要領書を作成し、承認後作業を行うこと。また、原子力機構における所定の申請手続きが必要となる場合は、手続きを行い、承認後作業を行うこと。また試掘の結果を原子力機構に報告し、承諾を得てから掘削作業を行うこと。
- (16) 交通法規を遵守することはもとより、工事現場周辺の交通に障害を与えないこと。万一生じた紛争は、請負者が自主的に解決するものとし、原子力機構は一切責任を負わない。
- (17) 請負業者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、請負業者の責任において解決しなければならない。
- (18) 請負業者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打ち合わせを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送機関、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害防止を図らなければならない。
- (19) 事故が生じた場合は、速やかにその日時、場所、原因、状況、被害者氏名、応急措置、その後の対策等を原子力機構に報告すること。
- (20) 請負業者は、工事期間中は定期的に安全パトロールを行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。
- (21) 請負業者は、作業実施前に作業等の危険要因を評価するためのリスクアセスメントを実施すること。また、リスクアセスメントの結果(リスクアセスメントシート)を、監督員に提出すること。
- (22) 原子力機構側においても適宜安全パトロール等を実施するが、それは請負者の安全活動の状況を確認するために行っているものであって、請負者の行うべき安全管理、責任を免除するものではない。また、原子力機構の指摘、指導には速やかに対応すること。
- (23) 現場事務所（設置しない場合は工事場所）には作業表示板を設置し、第三者への工事周知を行う。作業表示板の近傍には「工事安全看板」及び「労働災害保険番号」等の表示も行う。又、建設業法第3条に掲げる、政令で定める軽微な建設工事以外の工事では「建設業の許可」の表示も合わせて行うこと。
- (24) 保安上の理由から現場事務所は常陽の周辺防護区域内に設けてはならない。
- (25) 工事で発生する汚濁水を排水する場合は、原子力機構と協議すること。排水する場合、大洗研究所が定める「水質汚濁防止法及び排水基準を定める条例に基づく排水基準」に従

い、基準以下（水素イオン濃度(ph)が 5.8～8.6 mg/l未満、浮遊物質量が日平均 30 mg/l等）であることを確認した上、場内の一般排水に放流のこと。

26. 作業時間

工事の実質作業時間は原則、平日（土日祝日は除く）の8：30～17：00までとする。やむをえず、時間外作業を行う場合は、監督員と協議を行う。

27. 試験検査

- (1) 工事前資材を調達する前に製作メーカーリスト及び製作仕様を提出し、原子力機構の承諾を受けること。
- (2) 試験前までに試験検査要領書を提出し、監督員の承諾を受けること。
- (3) 試験検査の判定のために使用する測定機器及び試験装置は、必要に応じて、定められた期間ごと又はその使用前に校正及び調整されたもので、かつ、試験成績表を提出し原子力機構の承諾を得たものを使用すること。なお、国家又は国際標準まで校正記録のトレーサビリティを証明すること。
- (4) 関係法規、条例で定められた官公署等の立会検査及び試験は、原則として、事前に予備検査及び試験を行うこと。
- (5) 現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- (6) 現場に搬入した材料のうち、変質等により工事に使用することが適当でないとして監督員の指示を受けたものは、直ちに工事現場外に搬出する。
- (7) 設計図書に定められた場合及び監督員に指示された工程に達した場合は、監督員の検査を受ける。
- (8) 工事施工後、外観、員数、寸法、機能等が満足していることを原子力機構の立会いにより確認を受けること。
- (9) 検査において不合格製品が発生した場合は識別、排除を滞りなく実施し、適切な処置を施すこと。

28. 官公庁への手続き等

- (1) 請負業者は、工事の施工にあたり請負業者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関の届出等を、法令、条例または、設計図書の定めにより、請負業者の責任において遅滞なく実施すること。ただし、これによりがたい場合は監督員の指示を受けること。
- (2) 請負業者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督員に報告すること。
- (3) 官公署等に対する工事に必要な諸願届等の手続きは、原則として請負者の費用負担、責任において遅滞なく実施すること。
- (4) 原子力機構が行う官公庁等に対する工事に必要な手続きのうち、原子力機構から協力依頼のあるものについては協力すること。
- (5) 本仕様書に定める試験、検査の他、原子力機構が受ける使用前検査等の官公庁等の諸検査の協力、助勢を行うこと。

29. 大洗研究所構内及び高速実験炉「常陽」敷地内への入出構について

(1) 事前申請

原則として全ての出入構者は事前申請が必要となる。入構日の前日 17:00 までに「立入制限区域への一時立入者の立入の必要性確認票」を大洗研究所に提出すること。また大型特殊工具（ブレーカー、コンクリートコア等）、溶断装置、建設機械（移動式クレーン、高所作業車等）を持ち込む場合についても、「大型特殊工具等 搬出入申請・許可書・記録」に必要事項を記入した上、事前申請を行うこと。

(2) 入出構手続き

入出構手続きは大洗研究所正門（南門）警備所ならびに「常陽」警備所の 2 か所で行う。入構当日は作業員全員、顔写真入りの身分を証明する書類（実物：運転免許証、パスポート等の公的身分証明書）を提示し、受付けを行うこと。また、出入構車両はすべて、警備員の指示により車内確認を受けること。詳細については、原子力機構監督員より提示する。

(3) 入出構時間

大洗研究所正門（南門）からの入構時間は 8:00～退出は 18:00 までを原則するが、それ以外の時間帯に入構する場合は、事前に休日・時間外作業届けを提出することで入構可能である。また、大洗研究所正門（南門）警備所への入構時間は、大洗研究所職員の出勤時間帯である 8:30～9:00、「常陽」警備所への入構時間は、8:00～8:30 の時間帯を極力避ける様に協力すること。

(4) 現場事務所との往来

工事期間中、現場事務所は「常陽」敷地内に設けてはならない。このため、現場事務所と工事現場への行き来においては、「常陽」警備所の入場・退場手続きをその都度行う。

(5) 昼食時間

昼食時間は 12:00～13:00 を原則とする。

30. 検収

原子力機構の実施する「竣工検査」に合格したことをもって検収とする。

31. 契約不適合責任

検収後に製作・据付上の不適合が発見された場合は、請負業者は直ちに手直し又は修理を無償で行うものとする。また、原子力機構は請負業者に対して是正後の保証期間の延長を求めることができるものとする。不適合対応の期間及び保証期間は契約条項によるものとする。

32. 提出図書

表 1～3 に示す図書を遅滞なく提出すること。

33. その他

- (1) 請負業者は、竣工検査に合格し、原子力機構への引渡しが完了するまでは、その工事目的物を管理すること。また、原子力機構がその工事目的物に他の工事を行うときは、協力すること。
- (2) 本工事に使用する材料を搬入するときは、原子力機構が指示する位置に整理し、その保管は責任をもって行うこと。
- (3) 原子力機構内で作業するときは、その構内における諸規則を遵守すること。
- (4) 原子力機構が行う別途工事とのトラブルがないよう、原子力機構との連絡を密にとり、工事全体の円滑な推進に協力すること。
- (5) 本工事は発注者指定の4週8休工事である。
 - 1) 4週8休の考え方は以下のとおりである。
 - ①「4週8休」とは、対象期間において、4週8休以上の現場休息の日の確保を行ったと認められる状態をいう。
 - ②「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ③「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - ④「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
 - ⑤「4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息の日数の割合（以下、「現場休息率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場休息の日数に含めるものとする。
 - 2) 請負業者は、工事着手前に、4週8休の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、4週8休に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
- (6) 休日作業について
 - 1) 休日(土日及び祝祭日)の作業は、原則行わないものとする。ただし、休日でなければ対応出来ない作業等や雨天や積雪の影響により休日作業を要する場合に限り、あらかじめ監督員と協議のうえ監督員の許可を得て作業を実施することができる。
 - 2) 休日の事務所内作業は、届出書類の提出により許可を受けて行うものとする。
- (7) 保安教育について
 - 1) 請負業者は、本工事を実施するにあたり、大洗研究所で実施する以下の保安教育を受講し、受講記録を提出すること。
 - ①機構で発生した事件事例教育

②大洗研究所で作成した安全ハンドブックの周知教育

- 2) 現場代理人、現場責任者、分任現場責任者のいずれかに当てはまる者については、大洗研究所で実施する現場責任者認定教育を受講し認定を受けること。受講時間は新規の場合で3時間程度とする。なお、現場責任者、現場分任責任者の位置にあるものについては、作業員を重複してはならない。
 - 3) 現場責任者は、作業現場の安全管理、作業管理に責任を持ち、規律の維持、労働災害防止に当たる。
 - 4) 現場分任責任者は、作業現場に常駐し、現場責任者の指揮・監督の下に、安全管理、施工管理を分任し、規律の維持及び労働災害防止に当たる。
- (8) 仮設足場設置時の注意事項
- 仮設足場を設置する場合、作業中に資材等を落下させ物品等を破壊しないよう、必要な安全ネットの設置を行うか物品等に養生を行う等、損傷防止のための事前の対策を実施すること。
- (9) 漏電遮断器付電源プラグを使用するときの注意事項
- 工事中電源をコンセントから取るために漏電遮断器付電源プラグを使用する時、不用意にコンセントに電源プラグを差し込むと、電源プラグに付随しているアース線が差し込み刃に接触し地絡警報が吹鳴するので、必ず絶縁テープ等で養生すること。
- (10) 発電機使用時の注意事項
- 現場事務所電源、工事中電源として発電機を持ち込んで使用する時は、取扱い説明書に準拠し、必ず保安接地を施したのちに使用すること。また、日常点検を実施すること。なお、使用開始前の点検は、以下の項目を実施すること。
- 1) マフラーに面する床に引火物となるカーボンや枯れ葉等がないこと。
 - 2) ドレンホースがラジエターに確実に接続され、また、ドレンホースがマフラーから離れていること。
 - 3) 定期的にマフラー内のカーボンの蓄積状況の点検を行うこと。特に、北越工業株式会社製の発電機（45kVA オイルフェンス付（型式：SDG45S-7A8））については、発火発煙が生じた事例があることから、確実に使用開始前の点検を行うこと。

34. 安全文化を醸成するための活動等への協力

- (1) 機構が実施する「原子力施設における安全文化の醸成及び法令等の遵守に係る活動」に協力すること。活動施策を以下に示す。
 - 1) 安全確保を最優先とする。
 - 2) 法令及びルール（自ら決めたことや社会との約束）を守る。
 - 3) 現場を重視し、リスクの低減を目指した保安活動に努める。
- (2) 建設部が実施する「建設部安全3原則」に協力すること。活動施策を以下に示す。
 - 1) 重大事故防止及び既設設備保護のため、現場と記録の確認を徹底し、事前準備を怠らない。
 - 2) 作業手順、ルールを確実に守り、新たなリスクが発生した場合は一度立ち止まる。
 - 3) パトロールを重視し、現場リスクの見える化を図り、基本動作の遵守及び作業環境の改善を繰り返す。

35. 建設業退職金共済制度

請負業者を含め当該工事に関係する建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入し、原子力機構に掛金収納書を提出すること。

表 1 提出図書（着工時）

図書名	提出部数		期限	適用
	提出	返却		
〔着工時関係書類〕				
工事請負契約書	※1	※1	契約後 14 日以内	
工事内訳書	※1	※1	〃	
約定工程表	※1	※1	〃	
工事着工届	3	1	着工前	
主任（監理）技術者届	3	1	契約後 14 日以内	
現場代理人届	3	1	〃	監理技術者との兼務可
マスター工程表	2	1	〃	
設計図集	※1	0	〃	簡易製本
安全衛生チェックリスト	1	1	着工前	
工事安全衛生組織・責任者届	1	1	〃	
その他	※1	※1		原子力機構の指示するもの

(※1：原子力機構の指示する部数)

表 2 提出図書（工事中）

図書名	提出部数		期限	適用
	提出	返却		
〔工事中関係書類〕				
実施工程表	2	1	その都度	月間工程表、週間工程表等
安全計画書	2	1	契約後速やかに	緊急連絡体制表(緊急時/地震時)含む
品質保証計画書	2	1	〃	
緊急連絡体制表	1	1	〃	
施工計画書・要領書	2	1	その都度	期限は監理者の承認日を指す
検査計画書・要領書	2	1	〃	施工計画書・要領書への記載でも可
作業者名簿	1	1	〃	
リスクアセスメントシート	1	1	〃	原子力機構の指定の様式
施工図・機器図・製作図	2	1	〃	
工事日報	1	0	毎日	現場作業がある場合
工事月報	1	0	毎月	
重機月報	1	0	毎月	
試験・検査申請書	2	1	その都度	工場立会検査も同様とする。
試験・検査報告書	2	1	検査後速やかに	
下請業者届	1	1	その都度	4 枚綴り
施工体制台帳・施工体系図	1	0	その都度	
打合せ議事録	3	1	〃	
官公庁又は所内手続き等書面	※	※	〃	必要な場合
その他	※1	※1	〃	原子力機構の指示するもの

(※1：原子力機構の指示する部数)

表 3 提出図書（竣工時）

図書名	提出部数		期限	適用
	提出	返却		
〔竣工時関係書類〕				
竣工検査申請書	2	1	検査前	5枚綴り CADデータ共 (DXF又はDWG) 金文字黒表紙・簡易製本 (A3版2つ折り) 簡易製本(A3版2つ折り) CADデータ共(DXF又はDWG) データ共 カラー写真アルバム入り 1部は、コピーでも可とする 1部は、コピーでも可とする 原子力機構の指示するもの
竣工届・請求書	1	1	竣工日	
竣工内訳書	2	0	〃	
竣工原図	1	0	〃	
竣工図集	※1	0	竣工後14日以内	
施工図・機器図・製作図集	※1	0	〃	
工事写真(着工・竣工写真含む)	※1	0	〃	
付属品・予備品明細書	※1	0	竣工日	
取扱説明書	2	0	〃	
保証書	※1	0	竣工後14日以内	
その他	※1	※1		

(※1：原子力機構の指示する部数)

Ⅱ. 特記仕様

1. 準備工

1-1. 伐木・伐竹・除根

- (1) 施工区域は急傾斜地に竹及び立木が生い茂っているため、施工に当たっては安全に十分留意すること。
- (2) 除根に当たっては、地中埋設物の有無を探査機等で確認する。原子力機構の立会のもと、「穿孔作業等安全確認シート」及び「穿孔作業等に係るチェックシート」に則り行うこと。
- (3) 伐開発生物はすべて産業廃棄物として処分とする。
- (4) 産業廃棄物の運搬・処理・処分については、産業廃棄物処理業許可証等必要書類を提出し、承認を得た業者にて行うこと。また、マニフェストシステムに基づく伝票の写し（E表）、電子マニフェストであれば証明書を提出すること。
- (5) 請負者は、伐開除根作業終了後に、原子力機構に報告し、承諾を得た後に、次の作業に着手するものとする。

1-2. 試掘調査

- (1) 工事区域内には、排水設備及び電気・通信設備等が埋設されていることから、本工事を施工する上で、支障する埋設物（支障物という）について、試掘調査を実施するものとする。掘削土砂は工事に支障のない範囲に仮置きし、試掘調査完了後、試掘箇所を埋戻すこと。なお、試掘範囲については、原子力機構と協議の上、決定するものとする。
- (2) 試掘は人力掘削もしくは、人力機械併用掘削で実施するものとし、支障物に損傷を与えないように、掘削断面の両側を人力により先行掘削し、埋設物が無いことを確認した上で、バックホウ等により掘削すること。
- (3) 試掘実施後、原子力機構立会のもと、支障物の有無、位置及び深度を確認の上、その座標を測定・記録して、順次、試掘箇所を埋戻すこと。
- (4) 想定外の埋設物が出現した場合、直ちに作業を中止して、原子力機構へ連絡すること。その後、原子力機構の立会のもと、試掘により埋設物を露出させて、既設ルートの確認及び活線の有無の確認を行い、協議の上、その後の対応を決定すること。
- (5) 試掘調査の終了後、速やかに支障物移設計画書を作成し、原子力機構の承諾を得ること。支障物移設工事は原子力機構の承諾を得て開始すること。
- (6) 現に排水に使用され移設ができない排水設備に関しては、施工中に悪影響を及ぼすと判断される場合は、原子力機構と協議の上、補強工事を行うこと。

2. 支障物撤去工事

- (1) 設計図書に示すアスファルト舗装工撤去範囲は撤去境界に沿って、コンクリートカッターにより切断して、撤去・集積し、産業廃棄物運搬車に積込み、中間処理施設へ運搬すること。
- (2) 撤去範囲の縁石ブロック及び歩道ブロックは撤去し、産業廃棄物として、適切に処分すること。

- (3) 設計図書に示す排水設備撤去物（U形側溝、フューム管、集水桝）及び立入防護柵の基礎コンクリートはブレーカにより破砕・集積の上、産業廃棄物運搬車に積込み、中間処理施設へ運搬すること。
- (4) 設計図書に示す施工区域中央部に位置する通路の転落防止柵、コンクリート通路・階段、コンクリート柵板、H鋼を撤去すること。ただし、コンクリート通路及び階段の一部は、利用する計画となっていることから、利用境界線でコンクリートカッターにより切断し、適切に存置すること。その他のコンクリート構造物は破砕・集積し、産業廃棄物として、適切に処分すること。
- (5) コンクリート通路に設置されている転落防止柵、H鋼、立入防護柵の支柱、金網及び鉄管等の金属部材は撤去の上、資材置場へ運搬すること。

3. 土工事

3-1. 切土工事

- (1) 切土工の施工中に地すべり、近接する構造物の変状等が生じた場合、あるいはそれらを生じる恐れがある時は、その処理方法について原子力機構と協議しなければならない。ただし、緊急やむをえない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、そのとった措置をすみやかに原子力機構に報告するとともに、その内容を遅滞なく書面により原子力機構へ提出すること。
- (2) 請負者は請負者の責任において、切土工の施工中の地山及び近接する構造物の挙動を監視しなければならない。
- (3) 切土工により発生する残土は指定の残土置場へ運搬すること。残土の運搬にあたっては路面を汚さぬよう、注意を払うこと。

3-2. 盛土工事

- (1) 盛土工の開始にあたって、地盤の表面を盛土層厚の 1/2 の厚さまで掻き起こしてほぐし、盛土材とともに締固め、地盤と盛土材の一体性を確保しなければならない。
- (2) 1:4 より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、特に指示する場合を除き、表土をすきとり後、段切を行い、盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。
- (3) 請負者は盛土工の施工において、一層の仕上り厚を 30 cm 以下とし、平坦に設計図書に示す高さまで締め固めなければならない。
- (4) 盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。
- (5) 締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。
- (6) 盛土工の作業中、沈下等の有害な現象が生じた場合に、その処理方法について原子力機構と協議しなければならない。
- (7) 使用する盛土材は原子力機構が指定する残土置場（大洗研究所構内）の排泥処理土とする。
- (8) 請負者は盛土工事施工前に試験施工計画書を策定し、原子力機構へ提出の上、承諾を得ること。試験施工では、盛土工事で使用する施工機械及び施工仕様を決定すること。

- (9) 試験施工は盛土幅 2.5m 以上 4.0m 未満及び 4.0m 以上 (10,000m³ 未満) の施工に利用する建設機械を使用して、実施すること。
- (10) 試験施工では、転圧回数ごとの乾燥密度 (R I 計器による) を測定し、路体盛土は最大乾燥密度の平均値が 92% 以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B 法)、路床は最大乾燥密度の平均値が 97% 以上となる施工方法を選定すること。また、現場 CBR 試験を実施し、3.0% 以上であることを確認すること。
- (11) 試験施工結果は遅滞なく原子力機構へ報告すること。
- (12) 盛土施工にあたり、路体は、次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の 92% 以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B 法) であることを確認する。
- 路床は次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の 97% 以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B 法) であることを確認する。
- 試験測点数は、路体・路床とも、1 日の 1 層あたりの施工面積を基準とし、1 管理単位あたりの測定点数は以下のとおりとする。
- ・ 500m² 未満 : 5 点
 - ・ 500m² 以上 1000m² 未満 : 10 点
 - ・ 1000m² 以上 2000m² 未満 : 15 点
- (13) 現場 CBR 試験は延長 40m について 1 回の割合で実施し、3.0% 以上であることを確認すること。
- (14) 盛土材料確認のため、材料の室内試験を実施する。試験項目等は下表による。

名称	規格	単位	数量
室内 CBR 用試料採取	締め固めた土 70 kg	試料	1
締め固めた土の CBR 試験	設計 CBR モールド 2 個使用	試料	1
土粒子の密度試験	1 試料 3 個	試料	1
土の含水比試験	1 試料 3 個	試料	1
土の粒度試験 (2)	ふるい分析 試料 0.5~2 kg 未満	試料	1
突き固めによる土の締固め試験 (非乾燥法)	モールド径 10 cm、ランマー 25N	試料	1

4. 土留杭工事

- (1) 工事場所近傍には、PP フェンス、カメラ、センサー等が設置されていることから、施工時に悪影響を与えないよう、工事着手前に施工計画を策定し原子力機構の承認を得ること。また、構内道路は日常的に関係車両が通行していることから、仮設ヤード計画策定において、関係車両が通行可能なルートを確保できるよう、原子力機構と調整を図ること。
- (2) 鋼管杭の施工箇所が夏海湖に近接していることから、施工時の使用水量が少ない回転切削圧入方式により施工すること。また、鋼矢板は圧入工法により施工するものとし、地盤が硬質な土層にはオーガー併用圧入工法により施工することを原則とする。工法を変更する場合は、原子力機構の承諾を得ること。
- (3) 土留杭施工に先立ち、汚濁防止フェンスを設置すること。汚濁防止フェンスは原子力機構からの支給品を使用すること。
- (4) 土留杭の施工時に汚濁水が流出しないよう、確実に対策を行うこと。

- (5) 鋼矢板及び鋼管杭の仕様は設計図書に示すとおりとする。
- (6) 請負者はあらかじめ土留杭等の施工管理方法等を定め施工計画書に記載すること。また、施工に当たり施工記録を整備・保管し、原子力機構の要請があった場合、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。
- (7) 杭/矢板の初期施工時は圧入機の操作を手動運転で行い、圧入機の施工姿勢及び圧入機が多機能モニターを確認して、最適な圧入力及び圧入速度を決定すること。
- (8) 杭/矢板の施工精度は以下のとおりとする。
- | | |
|------------|----------|
| ・杭/矢板 天端高さ | 50 mm以内 |
| ・杭/矢板 芯のずれ | 100 mm以内 |
| ・杭/矢板 の傾斜 | 1/100 以内 |
- (9) 鋼管杭の現場溶接継手はアーク溶接を原則とし、現場溶接継手は JIS A 7201 に準じて行うものとする。現場溶接に際しては、知識経験のある溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。溶接施工管理技術者は溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行うものとする。
- (10) 溶接工は、JIS Z 3801 及び JIS Z 3841 に定められた試験のうち杭の現場溶接に必要な試験、又は、これと同等以上の検定試験に合格したもののうち、6ヶ月以上溶接工事に従事したものとする。
- (11) 溶接を行う場合は、降雨、降雪等により、母材がぬれているとき、又は激しい風が吹いているときは、露天で行わない。ただし、作業が可能なように遮へいした場合等には、原子力機構の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が 5°C 以下の時は溶接を行わない。ただし、気温が -10° ~ +5°C の場合 で、溶接部から 100mm 以内の部分がすべて +36°C 以上に予熱されている場合はこのかぎりではない。
- (12) 溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録として、溶接施工記録を作成して、溶接作業の管理を実施すること。
- (13) 鋼管杭の現場溶接継手の品質検査として、外部傷検査として外観検査及び浸透探傷試験 (JIS Z 2343 に準拠) を全溶接部について実施すること。また、内部傷検査として、放射線透過試験を 1 回/20 箇所割合で実施すること。検査箇所及び検査数量については、原子力機構と協議の上、決定すること。

5. 道路整備工事

- (1) 下層路盤施工前に、原子力機構立会のもと、路床検査（路床面の高さ、仕上がり状態等）を実施すること。
- (2) 車道の下層路盤（仕上り厚 200 mm）に使用する砕石は RC-40 とし、平たんに敷均・転圧を行うこと。
- (3) 上層路盤（仕上り厚 200 mm）に使用する砕石は粒度調整砕石（30~0 mm）とし、1 層当りの仕上り厚 100 mm として、2 層に分けて、平たんに敷均・転圧を行うこと。
- (4) 路盤施工時に降雨その他の状況により、転圧作業が適切に施工できないと判断される場合は、転圧を中止すること。仕上り面は、均一な支持力が得られるよう施工すること。
- (5) 上層路盤の表面を入念に清掃した後、プライムコート用乳剤（PK-3）を散布すること。

- (6) アスファルト舗装（表層）の厚さは50mmとする。表層に使用する材料は再生加熱アスファルト混合物 密粒度（13）とし、使用する材料は原子力機構の承諾を受けること。
- (7) 歩道の路盤に使用する砕石は粒度調整砕石（30～0mm）、仕上り厚100mmとし、平たんに敷均・転圧を行い、表面を入念に清掃した後、プライムコート用乳剤（PK-3）を散布すること。アスファルト舗装（表層）に使用する材料は再生加熱アスファルト混合物 密粒度（13）とし、厚さは30mmとする。
- (8) 舗装材の再生加熱アスファルト混合物は原則として製造所で製造するものとし、試験練りを行わない場合は、同配合の試験結果を原子力機構へ提出すること。
- (9) 舗装作業時に降雨が予想される場合は、状況に応じて作業日の延期を検討すること。
- (10) 請負者は設計図書のとおり、ガードレール（Gr-C-4E）を設置するものとする。
- (11) 支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。
この場合、地下埋設物に破損や障害が発生しないようにするとともに舗装等に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。
- (12) ガードレールのビームを取付ける場合は、車両進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締め付けなければならない。
- (13) フェンス（2重フェンスの「常陽」施設側のフェンス）より外側7.0mの位置に防火帯境界標（φ50mm、真鍮製、JIS B 7914-2）を設置する。設置する位置については現地での原子力機構の指示する場所に設置すること。
- (14) 請負者は、階段工を設計図書に基づいて施工するものとするが、これによりがたい場合は原子力機構と協議しなければならない。

6. 雨水排水整備工事

- (1) 側溝及び集水樹の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷する恐れがある部分には、請負者の責任と負担によりほごしなければならない。
- (2) 側溝、集水樹、管渠の基礎の施工にあたっては、不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないようにすること。
- (3) 側溝、集水樹、管渠の継目部は、付着及び水密性を保持し、段差を生じないようにすること。施工中の排水設備は保全のために必要な防護措置を実施すること。また、設置後の設備がその他工事の施工で損傷等が生じないよう、確実に保全すること。

7. 法面保護工

7-1. モルタル吹付工

- (1) モルタル吹付工（ $t=8\text{ cm}$ ）のモルタルの強度は 15 N/mm^2 以上とし、配合計画書を原子力機構へ提出し、承諾を得ること。
- (2) 吹付工法は湿式とし、吹付面の土砂が吹付圧により散乱しないように、打ち固めること。
- (3) 吹付の施工に影響を及ぼす恐れのある湧水が発生した場合、施工方法について事前に原子力機構を協議すること。

- (4) 請負者は、吹付作業に先立ち 20 m²に 1ヶ所程度釘又は鉄筋等をのり面に固定して設計厚が確保できるよう施工しなければならない。
- (5) ラス張アンカー鉄筋（φ16 mm×400 mm）については、100 m²当り 30 本の割で設置しなければならない。また、補強アンカー鉄筋（φ9 mm×200 mm）は、100 m²当り 150 本の割で設置しなければならない。
- (6) 吹付面には水抜き孔を設置する。水抜き孔は VPΦ50 mmとし、1 個/3 m²以上の割合で設置すること。なお、水抜き孔の背面には吸出し防止材を設置すること。
- (7) 法肩の処理は地山まで完全に巻き込むように吹付けること。
- (8) 法面延長が長いことから、10m～20mの適切な位置に伸縮目地を設置するものとする。

7-2. 植生マット工

- (1) 排泥処理土の盛土法面は 30 cmの覆土をするものとし、覆土は現地発生土を利用すること。
- (2) 施工に先立ち、施工箇所の不陸整正及び清掃を行い、植生マットが法面に密着するように仕上げること。
- (3) マットの設置は、法肩部を 20 cm程度巻き込み、アンカーピンで仮固定した後、法面に展開する。マットの重ね合わせは、横 5cm 程度、縦 10cm 程度にし、アンカーピン・止め釘を所定の位置に打ち込んで固定をする。
- (4) マットは直射日光や雨水が当たらない場所で保管し、高温多湿の環境にならないよう留意すること。
- (5) SP150～190 付近の植生マット工施工部には、設計図書に示すように、水抜きパイプを設置すること。水抜きパイプ背面側には土砂の流入止防止用のフィルターを設置すること。

8. 仮設工事

- (1) 仮設工については、設計図書の定め又は原子力機構の指示がある場合を除き、請負者の責任において施工しなければならない。
- (2) 仮設物については、設計図書の定め又は原子力機構の指示がある場合を除き、工事完了後、仮設物は撤去しなければならない。ただし、原形復旧が困難な場合等は、請負者は原子力機構と協議しなければならない。
- (3) 仮設工の施工に伴い生じた建設副産物については産業廃棄物として適切に処理しなければならない。
- (4) 請負者は工事用道路の施工にあたり、予定交通量・地形・気候を適格に把握し、周囲の環境に影響のないよう対策を講じなければならない。
- (5) 仮設ヤード及び工事用道路盛土の施工にあたり、十分締固めて不等沈下を避けなければならない。

9. 環境安全対策他

- (1) 本工事により発生する建設廃材は、特定建設資材廃棄物とそれ以外の廃棄物とに適切に分別すること。特定建設資材廃棄物はリサイクル材として活用できるように中間処理施設等へ運搬すること。

- (2) 特定建設資材廃棄物以外の廃棄物もリサイクル可能な廃棄物とそれ以外の廃棄物に分別し、できる限り再資源化を図り、環境保全に努めること。
- (3) 特殊車両により資機材を運搬する場合は、事前に関係省庁へ特殊車両通行許可申請を提出し、通行許可証を取得すること。また、通行にあたっては、必要な安全対策を実施した上で走行すること。
- (4) 本工事により通行止となる区間については、原子力機構と協議の上、代替ルートを確保するものとする。
- (5) 排水監視ポンド付近のコンクリート管（Φ400、Φ900）については、土被りや基礎形状が不明であることから、工事着手前に詳細を確認の上、工事車両走行時及び管理用道路施工後の通行車両走行時にコンクリート管へ悪影響が生じないことを確認すること。悪影響が生じることが懸念される場合は、原子力機構と協議の上、必要な補強工事を実施すること。

10. メーカーリスト

メーカーは、下記に示すもの又は同等以上の品質を有するものを選定し、原子力機構の承諾を得ること。

項目	メーカー・工法（参考）
土留杭打設工事	(株)技研施工、杉崎基礎(株)、(株)梶川建設
鋼管杭、L形鋼	日鉄物産(株)、塚本総業(株)、オーツカ鉄鋼販売(株)

B. 展開スペース整備工事

1. 仮設一般

(1) 一般事項

工事期間中は、関係者以外立入りを防止するため、作業エリアを明確に区画し、安全標を取付け、第三者災害の防止に努めること。

(2) 養生

工事期間中は、既設周辺機器、配管等を毀損または汚損のおそれのあるところは、適切な養生を施すこと。火気使用時には周辺の可燃物を取除き、周囲に火花等が飛散しないよう適切な養生を行うこと。また、有機溶剤等を同時に使用しないこと。

(3) 整理・清掃・片付け

作業場、材料置場等の整理・清掃・片付けを毎日励行し、不用品は速やかに場外へ搬出すること。

(4) その他

作業エリアの適切な位置に工事名称、工事期間、各担当者、連絡先を記載した表示板を設置すること。資材を仮置きする場合は、仮置き表示板を設置し、指示された場所に仮置きをすること。

2. 伐木・除根工事

- (1) 今回駐車場予定部の設置範囲の既存樹木の伐木・除根及び篠竹類の伐採・除根を行う。
- (2) 除根作業に先立ち、地中埋設物の有無を探査機等で確認する。機構監督員の立会いのもと、「穿孔作業等安全確認シート」及び「穿孔作業等に係るチェックシート」に則り行うこと。
- (3) 地中埋設物の存在が明らかである場所は、機構監督員立会いのもと試掘を行い位置・深さ等を確認し記録すること。その後は、機構監督員の指示に従うこと。
- (4) 運搬の際、伐採木等が構内道路に落下、流出した場合は、直ちに清掃を行うこと。
- (5) 伐採した幹、枝葉、根及び篠竹類はすべて構外処分とする。
- (6) 産業廃棄物の運搬・処理・処分については、産業廃棄物処理業許可証等必要書類を提出し、承認を得た業者にて行うこと。また、マニフェストシステムに基づく伝票の写し（E票）、電子マニフェストであれば証明書を提出すること。
- (7) 伐採終了後、除根作業に先立ち「茨城県教育庁企画部文化課」による埋蔵文化財調査が行われる場合は、その調査に協力すること。（主に、除根作業時期が遅れることの工程調整。）

3. 土工事

(1) 準備作業

土工事に先立ち、今回工事範囲（掘削・盛土範囲）の墨だしを行い、機構監督員の確認を得てから施工すること。

(2) 掘削

- ・工事範囲内を伐木・除根後、現況地盤より掘削を行うこと。
- ・掘削残土は、盛土箇所に小運搬し、敷き均しを行うこと。

(3) 盛土

- ・構内指定場所から運搬する土砂で盛土を行い、重機により敷き均し、十分に転圧を行うこと。なお、使用する盛土材は原子力機構が指定する残土置場（大洗研究所構内）の排泥処理土とする。

(4) 土砂運搬等

- ・構内での土砂運搬は、過積載にならないよう十分管理すること。
- ・土砂等が構内道路に落下、流出した場合は、直ちに清掃を行うこと。

(5) 土のう設置

- ・土のう設置は、雨水による土砂、路盤材等の流出を防ぐためのもので、整然かつバランス良く積み立てること。

4. 法面工事

- ・法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、取り除くこと。
- ・法面の崩壊が起こらないように十分に締固めを行うこと。

5. 地業工事

- ・路床整正後、路盤（砂利敷き）については、設計図面の仕様のとおり施工を行うこと。
- ・各工程作業終了後、設計高さ確認を行うこと。
- ・路盤材は、再生クラシラン（RC-40）とする。
- ・出来形管理は、土木工事施工管理基準及び規格値（案）（国交省）の出来形管理基準及び規格値（案）に則り行い、詳細については機構監督員との協議による。

6. 仮設工事

工用仮設鉄板敷の位置等については、機構監督員と協議し、工事の際に既設構造物が損傷しない位置に敷設すること。

7. その他工事

- ・防犯灯、金網フェンス及び歩車道境界ブロック等の撤去材は分別して収集・運搬を行うこと運搬車、運搬容器等は、廃棄物が飛散、流出しないものであると共に運搬に際し飛散しないようにすること。また、撤去した有価物（金属等）は、機構監督員の指示により構内の指定場所に運搬すること。
- ・産業廃棄物の運搬・処理・処分については、産業廃棄物処理業許可証等必要書類を提出し、承認を得た業者にて行うこと。また、マニフェストシステムに基づく伝票の写し（E票）、電子マニフェストであれば証明書を提出すること。
- ・歩車道境界ブロックの据付は、通り良く仕上げ天端を平滑に設置すること。